議案第6号

かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市空家等対策の推進に関する条例

かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例(平成25年かすみがうら 市条例第31号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律 第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の適切な管 理及び活用並びに空家等の発生の予防に関し必要な事項を定めることにより、 本市の空家等対策を総合的に推進し、もって良好な生活環境の保全及び安全 で安心のできるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
- 2 この条例において「空家等の所有者等」とは、法第3条に規定する空家等 の所有者又は管理者をいう。

3 この条例において「跡地の所有者等」とは、法第6条第2項第5号に規定 する除却した空家等に係る跡地の所有者若しくは管理者をいう。

(所有者等の責務)

- 第3条 空家等の所有者等又は跡地の所有者等は、空家等及び空家等の跡地が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任と負担において、定期的にこれらの状態を点検し、必要に応じて建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定するものをいう。第10条において同じ。)の修繕又は撤去、門扉等の施錠、敷地内の除草、樹木の剪定その他の必要な措置を講じ、常に適切な管理に努めなければならない。
- 2 空家等の所有者等又は跡地の所有者等は、空家等又は空家等の跡地を積極 的に活用するよう努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、法第6条第1項の規定による 空家等対策計画を定め、空家等の適切な管理に関する啓発、空家等及び空家 等の跡地の活用の促進並びに新たな空家等の発生の防止に必要な施策(次条 から第7条までにおいて「空家等に関する施策」という。)を総合的かつ計 画的に推進するものとする。

(事業者の責務)

第5条 空家等又は空家等の跡地の活用に係る事業を行うもの(第7条において「事業者」という。)は、空家等に関する施策に協力するとともに、空家等又は空家等の跡地の活用又は流通の促進に努めなければならない。

(市民等の役割)

- 第6条 市民は、空家等が及ぼす生活環境への影響の重大さに鑑み、空家等に 関する施策に協力するものとする。
- 2 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者(次条において「市民等」という。)は、特定空家等となるおそれのある空家等があると認めるときは、

速やかに市にその情報を提供するものとする。

(相互の協力)

第7条 空家等の所有者等、跡地の所有者等、市、事業者及び市民等は、それ ぞれの責務又は役割を果たし、相互に密接な連携を図るものとする。

(空家等に関する正確な情報の把握)

第8条 市長は、空家等の情報を管理するデータベースの整備その他の空家等 に関する正確な情報を把握するための必要な措置を講ずるものとする。

(空家等に対する助言等)

- 第9条 市長は、空家等(特定空家等を除く。)が周辺の生活環境に悪影響を 及ぼすおそれがあると認めるときは、当該空家等の所有者等に対し、周辺の 生活環境の保全を図るために必要な助言、指導又は勧告を行うことができる。 (空家等の発生の予防)
- 第10条 建築物を所有し、又は管理するものは、当該建築物について老朽化、 未登記その他の将来空家等となる原因となり得る事実があると認めるときは、 当該建築物が空家等とならないようにするため、建築物の改修、登記その他 の適切な措置を講ずるとともに、賃貸、譲渡その他の方法により当該建築物 を有効に活用するよう努めるものとする。

(応急措置)

- 第11条 市長は、空家等がそのまま放置されると地域住民の生命、身体又は 財産に危害が及ぶことが明らかな場合で、緊急を要するとき又は空家等の所 有者等が判明しないときは、当該地域住民の生命、身体又は財産への危害を 避けるために必要な最小限の応急の措置(空家等の屋根瓦、外壁その他の破 損部分等を防護するためのネット、空家等のブロック塀その他の破損部分等 の倒壊を防止するための柵等の設置その他の必要な措置をいう。)を講ずる ことができる。
- 2 市長は、前項の措置を講じた場合において、当該空家等の所有者等が判明

しているときは、当該空家等の所有者等から当該措置に要した費用を請求することができる。当該措置を講じた後に当該空家等の所有者等が判明したときも、また同様とする。

(関係機関への要請)

第12条 市長は、空家等又は空家等の跡地に係る防犯その他の目的のため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に必要な措置を要請するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前のかすみがうら 市空き家等の適正管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他 の行為は、法又はこの条例による改正後のかすみがうら市空家等対策の推進 に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。